

別紙

諮問第580号

答 申

1 審査会の結論

「口頭意見陳述の記録」を開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日に東京都庁第一本庁舎25階110会議室で行われた口頭意見陳述の記録（電磁的記録を含む）。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年11月28日付けで行った開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件処分は、審査請求人からの請求には応じておらず、違法である。処分庁が違法な処分をしたのであるから、審査請求人は本件処分の取消しを求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、「平成28年〇月〇日に東京都庁第一本庁舎25階110会議室で行われた口頭意見陳述の記録（電磁的記録を含む）。」の開示を求めている。

処分庁は、本件開示請求の対象である保有個人情報には、条例16条に規定する非開示情報は含まれていないことから、全部開示することとし、本件処分を行ったものである。

本件処分は、条例に基づき、適正に行っており、違法・不当な点はない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月 7日	諮問
平成30年 1月25日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 2月28日	新規概要説明（第185回第一部会）
平成30年 4月26日	審議（第186回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報として、「行政不服審査法25条1項（平成26年法律第68号による改正前のもの）ただし書に基づく口頭意見陳述」に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示決定を行った。

イ 本件対象保有個人情報の開示の妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報は、平成28年〇月〇日に東京都庁第一本庁舎25階110会議室で行われた口頭意見陳述において審査請求人等が発言した内容が逐語的に記録されたものであることが確認された。本件対象保有個人情

報は、審査請求人本人の個人情報であり、かつ条例16条各号に掲げる非開示情報は含まれていないと認められる。

したがって、本件開示請求に対して本件対象保有個人情報を特定し、開示とした実施機関の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関が行った開示決定等に対する審査請求について、条例24条の2第1項は、審査請求が不適法であり、却下する場合（同項1号）及び開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（同項2号）には、当審査会への諮問を要しないことを定めている。

同項の趣旨に鑑みれば、実施機関が行った保有個人情報の全部開示決定に対する審査請求については、開示された情報が審査請求人の開示請求の趣旨と異なる情報である等の審査請求の理由が審査庁において明らかにされた上で、当審査会に諮問されるべきものと解する。

審査庁においては、今後、審査請求の処理に当たり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）において簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るとした制度の趣旨に即し、審査請求の趣旨、理由及び内容を的確に判断した上で、当審査会に諮問された

（答申に関与した委員の氏名）

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも